

大阪市立大宮中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、学校の教育目標の達成のために「大宮中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、次の2点をあげる。

(1) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習活動に取り組むことができるように、保護者及び地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止に努める。また、いじめが疑われる事案が発生した場合は、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

(2) 未然防止・早期発見のための取組

本校においてこれまで推進してきた、人権教育を基盤とした「なかまづくり」を根幹として、いじめの未然防止のための、子どもたちどうしの健全なネットワークづくりに努める。また、いじめアンケートを定期的実施するとともに、教育相談等のいじめ相談体制を充実させ、いじめの早期発見に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立と基礎学力の向上

○ 「時間を守る」「忘れ物をしない」等の基本的な習慣を確立し、落ち着いた状態で学習に取り組めるように、学習規律についての指導に努める。

○ ティームティーチングや習熟度別少人数授業を効果的に実施し、個に応じた指導方法の工夫改善に努める。

② 「わかる授業」づくりのために

- 「主体的・対話的で深い学び」を積極的に実践し、ICT機器も効果的に活用することで、学びのスタイルを改革し、生徒の学ぶ意欲の向上を図る。
- 定期的に授業についての効果検証を行い、指導内容の定着状況を把握し、よりよい授業づくりに努める。

(2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

① 思いやりの心をはぐくむ教育

道徳教育の充実を図り、命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性をはぐくむ。

また、すべての教育活動において、人権教育を基盤とし、「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」の育成に努める。

② 豊かな体験を通じた心の教育とあたたかい集団づくり

体験活動や自主的活動、奉仕活動を積極的に推進し、「命の大切さを実感する」「問題解決能力をはぐくむ」「他人を思いやる心を育てる」など、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。

また、学級活動や学校行事、総合的な学習の時間等を通して、生徒一人一人が「自分を理解する」「自分を表現する」「なかまを理解して受け入れ、信頼関係を築く」等の人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等をはぐくむ取組を進める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 正しく行動できる生徒の育成

「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる生徒の育成に努める。

さらに、いじめについて大人に訴えることは勇氣ある正しい行動であり、いじめられている生徒やいじめについて訴え出た生徒を学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を、全教職員が示していく。

いじめの指導については決して表面的なものに終わるのではなく、生徒の心に届き、いじめ問題について真剣に向き合うようになるまで、工夫しながら継続していくことが必要である。

② 規範意識を身につけ、自浄力をもつ生徒集団の育成

生徒一人一人が学級活動や生徒会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず、阻止するという強い意識と、いじめを解決できる力をもった自浄力のある生徒集団の育成により、「いじめを許さない学級・学年・学校」を実現する。

また、すべての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 生徒理解

平素から生徒の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意する。さらに、早期発見のため、年に複数回のいじめアンケートや教育相談の実施により、いじめの早期発見に向けての積極的な取組を進める。

(2) 信頼関係の構築

カウンセリングや教育相談活動など日常の教育活動を通して、生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。その上で、担任を中心とした生徒一人一人との深い信頼関係を築いていく。

(3) 相談機能の充実

スクールカウンセラーや養護教諭と連携し、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。加えて、相談によって良い結果が出た例などを周知するなど、生徒が相談に対して抵抗感を持たないような工夫をする。

(4) 関係諸機関との連携

こども相談センター等の関係諸機関の機能や利用方法について、生徒や保護者に周知し、必要に応じて活用できるよう啓発を行う。また、関係諸機関との連携を図り、指導の充実を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 実態把握

指導に際しては、当該生徒や周囲の生徒から個別に事情を聴きとり、関係教職員で情報を共有して全体像を把握し、指導体制や方針、役割分担を明確にする。指導方法の共通理解のもと、生徒及び保護者に対応する。事案に応じて教育委員会事務局や関係諸機関と連携する。

(2) 生徒及び保護者への対応

当該生徒から、状況や気持ちを十分に聴きとる。被害生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。加害生徒には、いじめは非人道的な行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。それぞれの保護者に対しては、事実関係や相手の生徒及び保護者の気持ちを伝えるとともに、適切な方法で経過報告をする。

(3) 周囲の生徒への指導

当該生徒だけの問題にとどめず、プライバシーに十分配慮したうえで、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消をめざした取組を進める。

6. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

<基本姿勢>

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒にとっては、他の生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な場合が多い。

こうした生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、特別支援学級在籍生徒に対する通常学級での支援体制の充実と、個のちがいを尊重しあい、個を生かすことができる集団の育成に努め、個々の生徒を尊重する教育を推進する。

(1) 通常学級担任と特別支援学級担任との連携

相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情、及び行動の変化等についての情報交換を行う。特別支援学級生徒の連絡用ノートの内容については、特別支援学級担任だけではなく、学年・学校全体で共有する。

(2) 常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動時、休み時間、給食準備時、学活等、担任一人では見守りきれない時間帯を、全教職員で補いあえる体制づくりを行う。

(3) 全教職員での情報共有

職員会議、校内研修会、職員打合せを活用し、生徒にかかる情報を全教職員で共有できる機会を確保する。

(4) 保護者との連携

保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等についての情報を共有する。

7. インターネット等の利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

インターネットやSNSの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、生徒、保護者、地域への啓発に努める。

(2) 早期対応

インターネットやSNSの利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

8. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① いじめ対策委員会

<構成員>

校長、教頭、人権教育主担、教務主任、生徒指導主事、集団育成部長、3学年主任、養護教諭 ※必要に応じて学級担任や部活動顧問等が加わる

<役割>

- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案への対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響やいじめに関する生徒理解を深めること

<開催>

週1回を定例会とし、必要に応じて「拡大いじめ対策委員会」を開催する。また、いじめ事案発生時は緊急開催をする。

② いじめに対する措置

- いじめについての相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害生徒及びその保護者に対する支援と、加害生徒及び保護者への指導・助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために、必要があると認められる場合は、「学校安心ルール」に基づき、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめ事案にかかる情報を、関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- 重大事案については、大阪市教育委員会及び旭警察署等と連携して対処する。

(2) 年間計画

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、いじめに関する調査を次のとおり実施する。

- 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（5月、9月、1月）
- 保護者対象学校教育アンケート 年1回（12月）
- 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（6月、11月）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめにかかる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用
- こども相談センター等の教育相談窓口との連携

- ③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、教職員資質向上を図る。
- 集団育成研修会（4月）
 - 人権教育研修会（4月、8月、9月、10月、3月）
- ④ 保護者や地域・関連機関との連携
- 学校ホームページ等を活用し、いじめ防止に関する学校の取組等についての情報発信や、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
 - 学校協議会において、いじめ防止に向けた学校の取組について説明し、助言を得るとともに、協力体制の構築に取り組む。
 - 「いじめ対策委員会」の活動状況を、必要に応じて「非行防止連絡会」において説明し、助言を得るとともに、協力体制の構築に取り組む。
- ⑤ 取組内容の検証
- いじめ対策委員会において、PDCAサイクルの活用のもと、「運営に関する計画」の中間評価及び最終評価を行い、総括討議へとつなげていく。
 - 学校評価アンケートにおいて、いじめの早期発見や再発防止に関する取組についての回答を得ることにより、適正に評価し、いじめを隠蔽せず実態把握及び措置を適切に行うことができるよう、組織体制の強化に努める。

9. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大阪府教育委員会に速やかに報告する。
- ② 大阪府教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

